

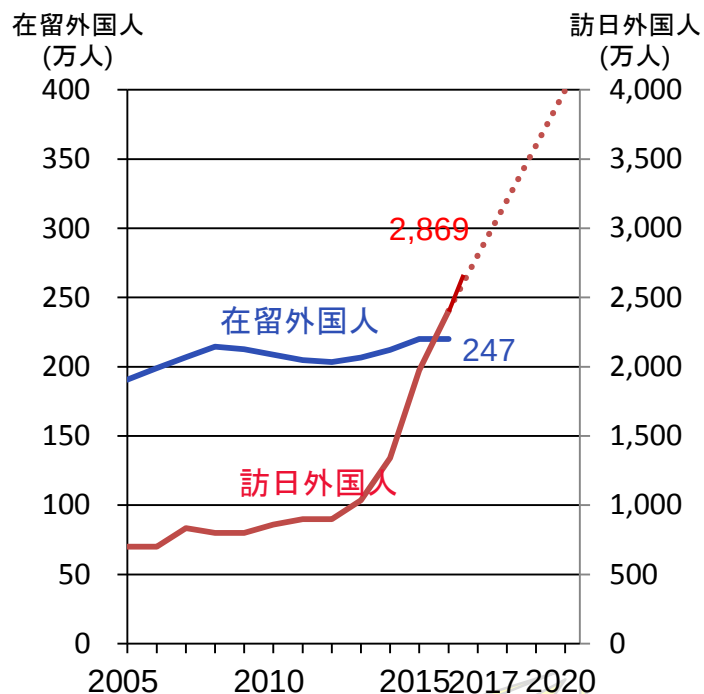
外国人患者受入れ体制に関する 厚生労働省の取組

第2回 言語バリアフリー関係府省連絡会議

厚生労働省 医政局 総務課 医療国際展開推進室

在留外国人・訪日外国人数の推移

外国人数の推移



関連
イベント・
政策

ラグビーW杯
(2019)

東京オリンピック
パラリンピック

訪日外国人旅行者
4,000万人 (明日の日本
を支える観光ビジョン)

外国人の分類と受診に際する特徴

	人数	受診理由	受診する医療機関
在留外国人	247万人 ¹⁾	日常診療	地域の医療機関
訪日外国人	訪日外国人 (観光目的)	救急診療 (急病・怪我)	観光地の医療機関 (どこの医療機関にも受診する可能性)
	訪日外国人 (医療目的)	健康診断・先進的治療	外国人受入に取組んでいる医療機関

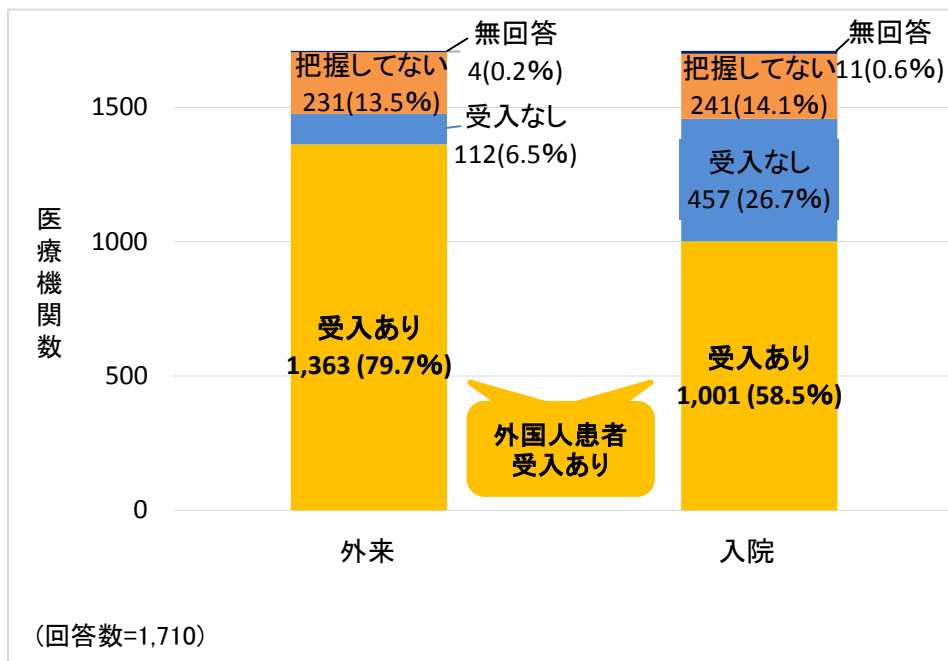
厚生労働省は、在留外国人と、観光・ビジネス目的で訪日し、医療が必要となった訪日外国人、および、在留外国人・訪日外国人を受け入れる医療機関における医療体制の整備を支援

1. 2017年6月末 在留外国人統計(法務省)における「在留外国人」の数(定義:中長期在留者及び特別永住者); 2. 日本政府観光局 訪日外客の動向 (2017年)より;
3. 6,914人(2014年) - 国内医療機関による外国人患者受入の促進に関する調査(経済産業省)

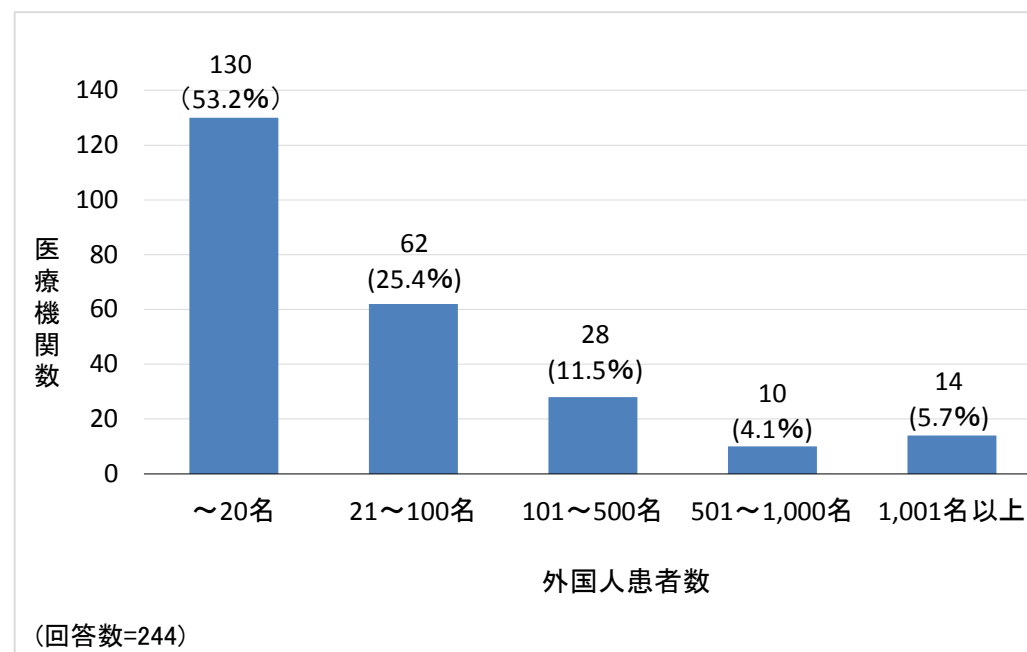
医療機関における外国人患者受入れ体制(患者数)

- 回答のあった1,710医療機関のうち、79.7%の医療機関では外来において、58.5%の医療機関では入院において、外国人患者¹⁾の受入れ実績があった。
- 外国人患者数を実数で把握している244の医療機関²⁾において、半数以上が年間20名以下の受入れであった。その一方、5.7%の医療機関においては年間1,001名以上の受入れがあった。

外国人患者受入れ実績



外国人患者数(外来)³⁾



出展:「医療機関における外国人旅行者及び在留外国人受入れ体制等の実態調査」(平成28年)より

全医療機関を調査としたものではなく、救急告示病院と観光庁が選定した「訪日外国人旅行者受入医療機関」を対象とした調査であることに留意が必要である。

1: 訪日外国人、在留外国人両方含む。

2: 本実態調査では、医療機関に対して、外国人患者数を実数および概数(例: 501～1,000名, 1,001名以上)で回答を求めた。

3: 平成27年度

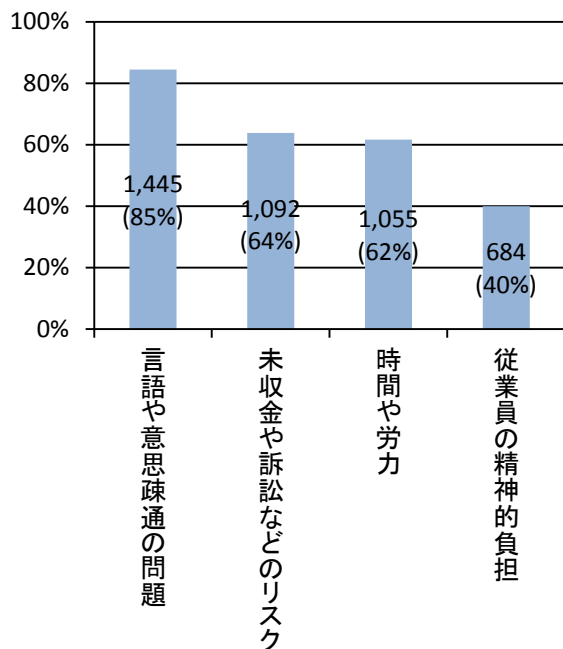
医療機関における外国人患者受入れ体制(負担感・トラブル事例・未収金)

- 過半数の医療機関において、言語や意思疎通の問題、未収金や訴訟などのリスク、時間や労力に、負担感を抱いていた。
- 外国人患者をめぐるトラブルとして、金銭・医療費に関するトラブル、言語コミュニケーション上のトラブルが上位に占めた。
- 平成27年度の1年間に、35%の医療機関は未収金を経験した。

① 負担感

外国人患者受入に当たり、
現在負担となっていることや今後不安な点

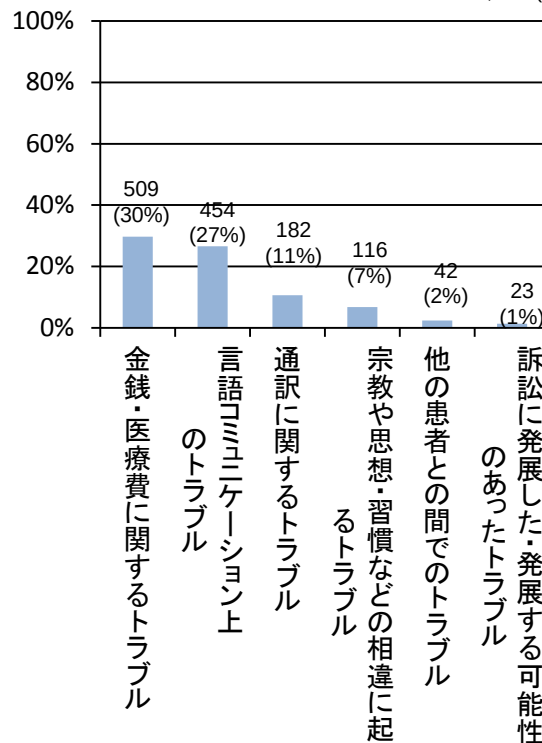
n=1,710 (複数選択)



② トラブル事例

ここ5年程度の間に起きた、
外国人患者をめぐるトラブル

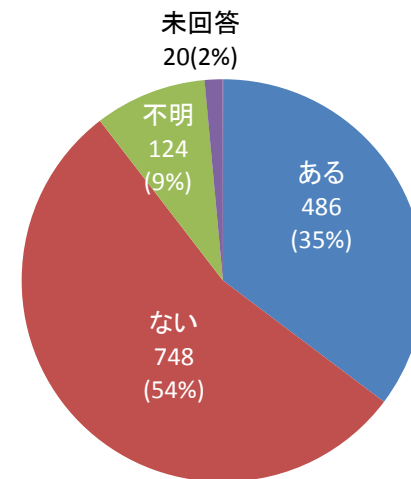
n=1,710 (複数選択)



③ 未収金

平成27年度の1年間の未収金の有無

n=1,378



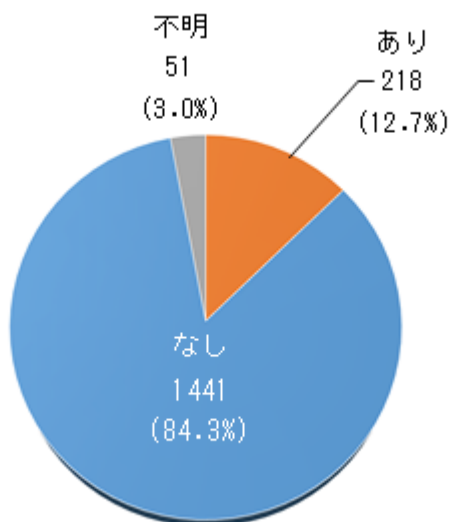
出展:「医療機関における外国人旅行者及び在留外国人受入れ体制等の実態調査」(平成28年)より

全医療機関を調査としたものではなく、救急告示病院と観光庁が選定した「訪日外国人旅行者受入医療機関」を対象とした調査であることに留意が必要である。

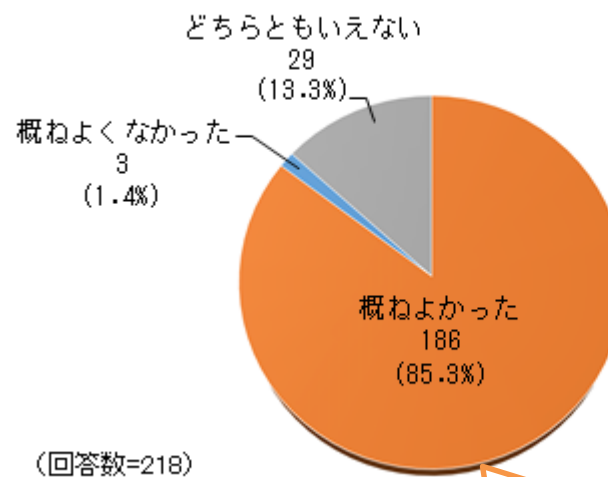
医療機関における外国人患者受入れ体制(医療通訳の利用)

- 医療通訳(電話通訳を含む)を利用した経験がある医療機関は12.7%であった。
- 医療通訳を利用した218医療機関のうち、85.3%の医療機関が利用して「概ねよかった」と回答。
その理由として、「職員の負担の軽減、時間の削減が図られた。」「トラブルが未然に防げた。」などが挙げられた。

医療通訳の利用経験



医療通訳サービスの利用結果



【「よかった」と回答した理由】

- ・職員の精神的・肉体的な負担の軽減、時間の削減が図られた。
- ・スムーズに患者の治療が行えた。
- ・意思疎通ができないことが原因で起こるようなトラブルが未然に防げた。

外国人患者受入に関する環境整備(厚生労働省の取組み)

現状の課題

外国人患者受入のための環境整備が不可欠

- 在留外国人数: 約247万人(平成29年6月末現在)
- 訪日外国人数: 年間 2,869万人(平成29年)

目標

2020年までに、外国人患者受入れ体制が整備された医療機関を、**100箇所**で整備予定する目標を前倒し、**本年度中※の達成を目指す**。これらの基幹となる医療機関に加え、**地域の実情**を踏まえながら**外国人患者の受入れ体制の裾野拡大**に着手し、受入環境の更なる充実を目指す。(未来投資戦略2017(2017年6月閣議決定))
※2017年度中のことをさす

特に外国人観光客については、訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループの議論を踏まえ、観光客自身の適切な費用負担を前提に、旅行中に病気やけがをした場合でも、不安を感じることなく適切な医療を受けられる環境整備を行う。また、在留外国人にも共通する点は同様の取組を行う。(未来投資戦略2018(2018年6月閣議決定))

医療機関の整備

拠点医療機関の設置¹⁾

- 医療通訳者・外国人向け医療コーディネーターが配置された拠点病院を整備
- 周辺医療機関との連携体制を構築

外国人患者受入医療機関認証制度(JMIP)

- 日本医療教育財団による認証制度

医療機関の院内体制整備支援²⁾

- 院内案内表示の多言語化
- 院内資料(問診票等)の多言語化等

医療機関の施設整備支援³⁾

- 外国人の多様なニーズに対応したスペース(祈祷室)、ハラル食対応キッチン等の大規模改修

外国人患者受入れ体制が整備された医療機関(2018年4月現在111施設)

医療通訳のシステム構築

- 医療通訳育成カリキュラム・テキストを作成し公開⁴⁾
- 医療通訳者の養成支援⁵⁾
- 医療通訳の認定制度の研究⁶⁾

多言語資料の作成⁷⁾

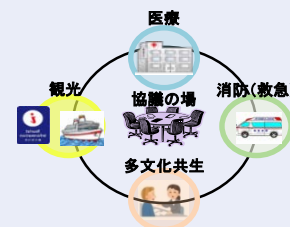
- 5ヶ国語(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語)で作成し、厚労省のウェブサイトで公開

C

地域の受入体制強化

都道府県単位でのモデル構築の支援⁸⁾

- 行政・医療機関・観光業界間で連携するため、都道府県単位で
 - ①多分野の関係者による議論の場の設置
 - ②地域固有の実情把握
 - ③情報発信等を行う



電話通訳の団体契約の利用促進⁹⁾

- 電話医療通訳の特徴を活用
 - ①いつでも利用可能
 - ②地域を限定しない
 - ③希少言語へ対応可能
- 団体契約とすることで医療機関を「面でカバー」することが可能
- 通信技術を用いた通訳端末も活用

D

情報発信

医療の質確保のための情報発信

- 医療機関・自治体向けのマニュアル作成¹⁰⁾
- ワークショップ・セミナー等の開催¹¹⁾
- 実態調査の実施

「訪日外国人旅行者受入可能な医療機関リスト」への協力

- 観光庁と連名で、都道府県宛に通知



厚生労働省の取組

A 医療機関の整備

B 言語対応

1. 外国人患者受入れ環境整備推進事業(医療通訳者・コーディネーターの配備による拠点病院構築)(H26～); 2. 医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業(H28,H28補正); 3. 医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業(H28補正); 4. 医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業(H25, H28補正); 5. 医療通訳養成支援間接補助事業(H29); 6. 医療通訳の認証の在り方に関する研究(H28); 医療通訳認定の実用化に関する研究(H29～H31); 7. 医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業(H25, H28補正); 8. 地域における外国人患者受入れ体制のモデル構築事業(H30); 9. 団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業(H30); 10. 外国人患者の受入環境整備に関する研究(H30～); 11. 外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業(H25～)

背景・課題

- ・ 対面型の医療通訳が広がりつつあるが、訪日・在留外国人の増加に伴い、特に観光地での外国人患者の受診が増加していること、少数言語の通訳のニーズが増加していることにより、対面通訳のみでの対応が困難な状況となりつつある。
- ・ 電話による医療通訳は、対面通訳と比べて、①即時性がある、②対応可能な地域が限定されない、③対応可能な言語の幅が広い等の特徴があり、利便性が高いものの、医療機関における認知度はまだ十分でない。

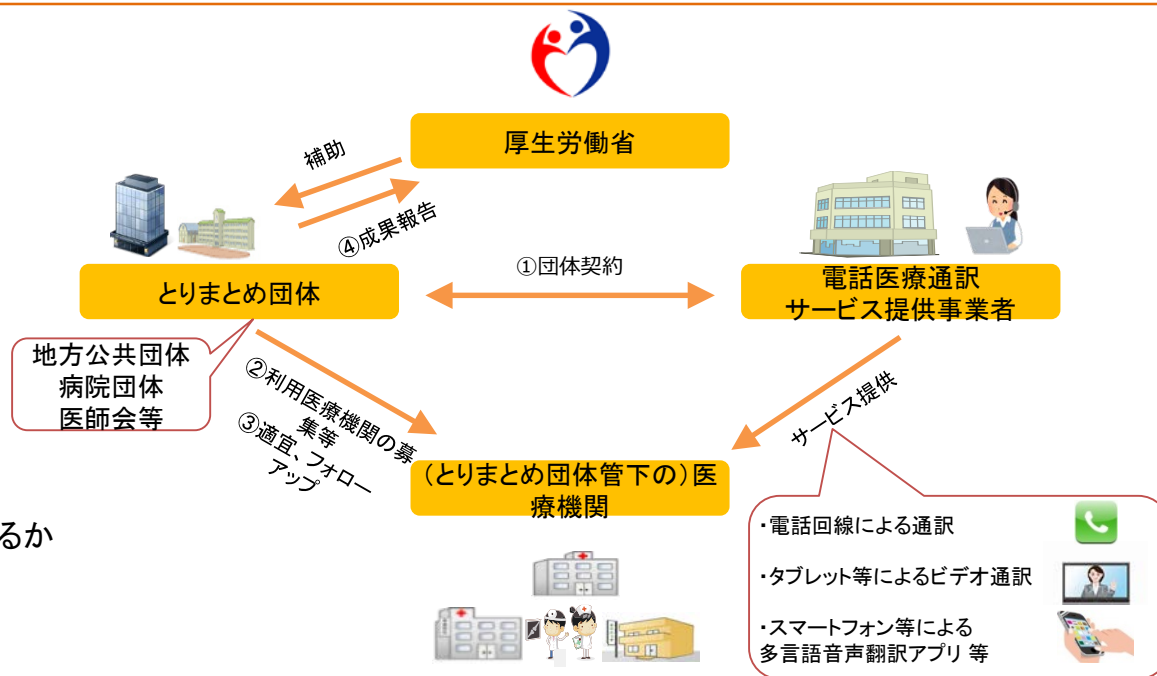
目的

電話医療通訳の利用を通じ、その利便性に対する医療機関の認識を広めることで、外国人患者の受入れ環境の更なる充実を目指す。

事業内容

とりまとめ団体¹⁾は以下を実施。

- ①電話医療通訳サービス提供事業者との間で、一括して電話医療通訳の利用に係る契約を行う(団体契約)。
- ②管下の医療機関に対して電話医療通訳に関する周知を行い、サービスを利用したい参画医療機関の募集等を行う。
- ③適宜、医療機関がトラブルなく電話医療通訳を利用・運用できているかフォローアップを行う。
- ④厚生労働省へ成果報告する。



電話医療通訳サービスの周知・浸透を図り、外国人患者の医療機関へのアクセス向上を実現。

実績

平成30年度採択団体: 一般社団法人 日本病院会、公益社団法人 石川県医師会、公益社団法人 全日本病院協会、公益社団法人 東京都医師会

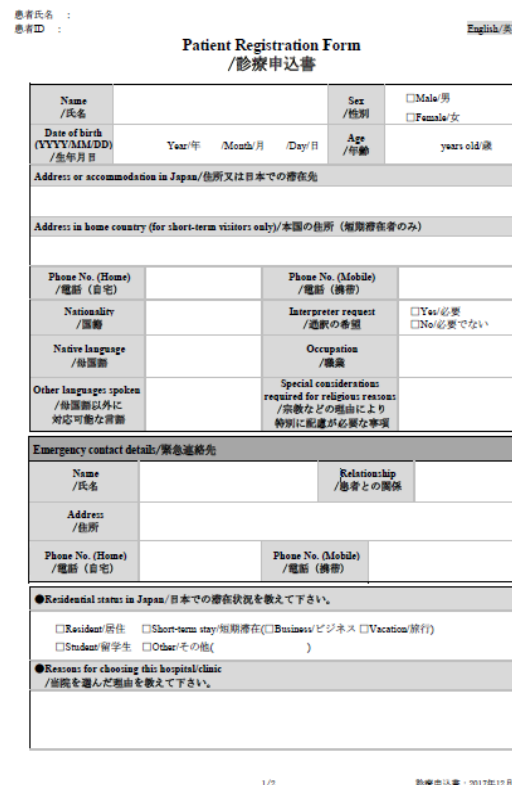
1) 複数の医療機関から構成される法人(病院団体・グループ、医師会等)、地方公共団体等

外国人向け多言語説明資料(改訂版)

—平成25年度作成版を平成29年度に改訂しました—

厚生労働省ホームページ

外国人向け多言語説明資料(改訂版)

改訂のポイント

- 使い勝手の向上
 - 日本語と外国語の併記
 - 編集可能なファイル(Word・Excel)形式で提供
- 言語の追加
 - 韓国語を追加し、計5言語に対応(英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、韓国語)
- 資料の充実
 - 52種類で提供

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokusai/setsumei-ml.html

もしくは
「厚生労働省」「多言語説明資料」でキーワード検索

医療通訳育成カリキュラム・テキスト

作成の経緯

- 医療通訳者や通訳者団体より、「医療通訳者を育成するにあたり、カリキュラムやテキストがあった方がよい」との声
- 「医療通訳育成カリキュラム基準」は、「医療通訳育成カリキュラム改訂方針委員会」が、「医療通訳テキスト」は「執筆委員会」が執筆。厚生労働省は、作成に際して補助。

医療通訳育成
カリキュラム

医療通訳テキスト

カリキュラム・テキストの概要

教育項目	教育内容	単位数 (1単位=90分)
1. 通訳理論と技術	(1)医療通訳理論	5以上
	(2)通訳に必要な通訳技術	5以上
	(3)通訳実技	10以上
2. 倫理とコミュニケーション	(1)専門職としての意識と責任(倫理)	4以上
	(2)患者の文化的および社会的背景についての理解	1以上
	(3)医療通訳者のコミュニケーション力	5以上
3. 医療通訳に必要な知識	(1)医療の基礎知識	16以上
	(2)日本の医療制度に関する基礎知識	3以上
	(3)医療通訳者の自己管理	1以上
合計		50以上

第1部 通訳理論と技術	1. 医療通訳理論	1-1 通訳理論	
		1-2 対話通訳と相互通訳	
		1-3 質の高い通訳とは(サービスとしての医療通訳)	
		1-4 医療通訳者の役割	
		2-1 母語と第二言語の習得	
		2-2 通訳に必要な通訳技術	
	2. 通訳に必要な通訳技術	2-3 逐次通訳とは	
		2-4 逐次通訳の前提となる能力強化の演習	
		2-5 ノートテイキングの理論と技術	
		2-6 逐次通訳演習用例文	
2-7 情報の収集方法(用語集の作成と情報収集)			
第2部 倫理と コミュニケーション		3. 専門職としての意識と 責任(倫理)	3-1 医療倫理
	3-2 患者の権利		
	3-3 医療通訳者の行動規範(職業倫理)		
	3-4 倫理演習		
	4. 患者の文化的および 社会的背景についての理解	4-1 日本に暮らす外国人の現状	
		4-2 外国人医療の現状	
		4-3 外国人の在留資格と滞在ビザ	
	5. 医療通訳者の コミュニケーション力	5-1 コミュニケーション	
		5-2 異文化コミュニケーション	
		5-3 患者・医療従事者間の関係とコミュニケーション	
5-4 患者との接し方			
5-5 健康や医療、コミュニケーションに関する文化的・社会的違い			
5-6 医療通訳者の文化仲介			
第3部 通訳実技		6. 通訳実技	6-1 医療通訳業務の流れと対応
			6-2 通訳者の立ち位置とその影響
			6-3 非言語コミュニケーションの効果的活用
	6-4 通訳パフォーマンスの評価(総合評価)		
	6-5 場面別模擬通訳演習		

カリキュラム・テキストは厚生労働省のウェブサイトに掲載してありますので、参考としてください

